第1章　総　説

第1節　遺留分の内容

1　遺留分の意義

遺留分とは，被相続人が生前贈与や遺贈などにより財産の処分をした場合に，その一定割合の承継を一定の法定相続人に保障する制度である。遺留分は，被相続人の財産処分を直接的に制約してこれを無効とするものではなく，相続開始時の財産状態に基づき，一定の法定相続人が，生前贈与や遺贈などにより処分された財産を一定の割合で取り戻すことのできる権利である。相続財産のうちの一定割合を請求できる権利を遺留分権という。

2　遺留分権利者の範囲

遺留分権利者は，兄弟姉妹以外の相続人，すなわち，配偶者・子・直系尊属である（民法1028条）。

胎児は，生存して出生したときに，子としての遺留分が認められる（民法886条）。子の代襲相続人は遺留分を有するが，代襲相続人が複数であるときは，被代襲者の遺留分が代襲相続人間に均等に配分される（民法1044条，901条1項）。相続欠格者・被廃除者・相続放棄者は，相続人ではないから遺留分を有しないが，相続欠格者・被廃除者の代襲相続人には遺留分が認められる（民法1044条，887条2項，3項）。

3　遺留分の割合

(1)　総体的遺留分

遺留分権利者の全員が遺産の全体に対して有する遺留分を，総体的遺留分という。総体的遺留分の割合は，直系尊属のみが相続人である場合には，被相続人の財産の3分の1，それ以外の場合には，被相続人の財産の2分の1である（民法1028条）。したがって，相続人が配偶者のみの場合，配偶者と子の場合，配偶者と直系尊属の場合，配偶者と兄弟姉妹の場合，子のみの場合，子と直系尊属の場合，子と兄弟姉妹の場合などにおいては，総体的遺留分は，いずれも被相続人の財産の2分の1となる。

(2)　個別的遺留分

総体的遺留分が法定相続分に応じて各遺留分権利者に配分される割合を個別

的遺留分という。したがって，共同相続人が配偶者と子2人の場合には，個別的遺留分は，配偶者が4分の1（1/2×1/2），子が各8分の1（1/2×1/2×1/2）となる。

第2節　遺留分の放棄

1　相続開始前の放棄

相続開始前に遺留分の放棄をするには，家庭裁判所の審判による許可を得なければならない（民法1043条1項，家審法9条1項甲類39号）。

2　相続開始後の放棄

相続開始後においては，自由に遺留分を放棄することができる。この場合における放棄の意思表示は，遺留分減殺請求の相手方に対してすることで足りる。

3　遺留分放棄の効果

共同相続人の1人のした遺留分の放棄は，他の各共同相続人の遺留分に影響を及ぼさない（民法1043条2項）。したがって，共同相続人の1人が遺留分の放棄をしたとしても，他の共同相続人の遺留分がその分だけ増加するわけではなく，被相続人が自由に処分できる範囲が増加する結果となるのみである。

なお，遺留分の放棄は，相続権に影響を及ぼすものではないから，相続権を失うことにはならない。

第3節　遺留分の確定

1　遺留分算定の基礎財産

遺留分算定の基礎となる財産は，被相続人が相続開始の時において有した財産の価額に，その贈与した財産の価額を加えた額から，債務の全額を控除して算定する（民法1029条1項）。

(1)　被相続人が相続開始時に有した財産

遺留分算定の基礎となる被相続人が相続開始時に有した財産とは，遺産のうちの積極財産である。被相続人の一身に専属する権利は含まれず（民法896条），祭祀財産も，相続財産とは別個に承継がされるので含まれない（民法897条）。

(2)　条件付権利等

条件付の権利及び存続期間の不確定な権利は，遺留分算定の基礎となる財産

に含まれるが，その権利の価額は，家庭裁判所が選任した鑑定人の評価に従って定められる（民法1029条2項，家審法9条1項甲類27号）。

(3)　遺　贈

遺贈の対象となった財産は，遺留分算定の基礎となる被相続人が相続開始時に有した財産に含まれる（民法1031条）。

(4)　死因贈与

死因贈与の対象となった財産も，遺贈に準じて，遺留分算定の基礎となる被相続人が相続開始時に有した財産に含まれる（新版注民㉘〔中川淳〕456頁）。なお，東京高判平成12・3・8高民53巻1号93頁は，「遺留分減殺請求における減殺の順序につき，死因贈与は，遺贈に次いで，生前贈与よりも先に減殺の対象になるから，特定の財産を特定の相続人に相続させる旨の遺言による相続の減殺によって遺留分が回復されない場合に初めて，減殺の対象になる。」旨を判示し，遺贈，死因贈与，生前贈与の順で減殺の対象となるとしている。

(5)　生前贈与

ア　相続開始前の1年間にした贈与

相続開始前の1年間にした贈与の価額は，当事者の害意を問わず，無条件に遺留分算定の基礎となる財産に算入される（民法1030条前段）。なお，1年間という基準は，贈与契約の成立時期をもって判断すべきものと解される（新版注民㉘〔中川淳〕463頁）。

なお，仙台高秋田支判昭和36・9・25下民12巻9号2373頁は，停止条件付贈与につき，民法1030条所定の相続開始前の1年間にした贈与か否かは，贈与の意思表示がされた時を標準として判断すべきであるから，その意思表示の時期が相続開始の時より1年前であるときは，遺留分算定の基礎となる財産には含まれない旨を判示している。

イ　遺留分権利者に損害を加えることを知ってした贈与

被相続人及び受贈者の双方が，遺留分権利者に損害を加えることを知って贈与をしたときは，相続開始の1年以上前の贈与でも，基礎財産に算入される（民法1030条後段）。「損害を加えることを知って」とは，贈与契約時に客観的に遺留分を侵害する事実を認識していれば足り，遺留分権利者を害する意思までは不要である（大判昭和9・9・15民集13巻1792頁）。ただし，贈与契約の当事者双方

が，将来においても，被相続人の財産に増加がなく，遺留分侵害の状態が解消されることはないことを予見していたことを要し，相続開始時までには，被相続人の積極財産が増加し，相続開始時には遺留分侵害の状態が解消されるものと認識していた場合には，要件を充足しないことも考えられる（大判昭和11・6・17民集15巻1246頁）。

ウ　負担付贈与

負担付贈与は，その目的の価額から負担の価額を控除したものについて，減殺を請求することができる（民法1038条）。遺留分算定の基礎財産としては，贈与の全額を加算する（高木多喜男「遺留分の算定」家族法大系Ⅶ268頁）。被相続人の債務を引き受けることが負担の内容となっている場合には，贈与の全額を加算し，負担を債務として控除するのが相当である（大判大正11・7・6民集1巻455頁）。

エ　不相当な対価による有償行為

客観的に正当な時価を著しく下回る代金による不動産の売買契約など，不相当な対価による有償行為は，当事者双方が，遺留分権利者に損害を加えることを知ってしたものに限り，贈与とみなされて，相続開始の1年以上前のものも含め，基礎財産に算入される（民法1039条）。この場合には，客観的に正当な時価と対価との差額が，遺留分算定の基礎財産に算入される（新版注民㉘〔中川淳〕466頁）。

オ　無償処分

被相続人が無償でした債務免除などの無償処分は，贈与と同様のものとして，遺留分算定の基礎財産に算入される（新版注民㉘〔中川淳〕467頁）。

カ　相続人に対する贈与

(ア)　特別受益の持戻し

相続人が特別受益となる贈与を受けている場合には，相続開始の1年以上前の贈与であっても，遺留分算定の基礎財産に算入し，減殺の対象とすべきである。

民法903条1項の定める相続人に対する贈与は，すべて民法1044条，903条の規定により遺留分算定の基礎となる財産に含まれるところ，その贈与のうち民法1030条の定める要件を満たさないものが遺留分減殺の対象とならないとする

と，遺留分を侵害された相続人が存在するにもかかわらず，減殺の対象となるべき遺贈，贈与がないために，その者が遺留分相当額を確保できないことが起こり得るが，このことは遺留分制度の趣旨を没却する結果となる。したがって，民法903条1項の定める相続人に対する贈与は，同贈与が相続開始よりも相当以前にされたものであって，その後の時の経過に伴う社会経済事情や相続人など関係人の個人的事情の変化をも考慮するとき，減殺請求を認めることが同相続人に酷であるなどの特段の事情のない限り，民法1030条の定める要件を満たさないものであっても，遺留分減殺の対象となるものというべきである（最三小判平成10・3・24民集52巻2号433頁）。

(イ)　持戻免除の意思表示がある場合

被相続人が特別受益の持戻免除の意思表示（民法1044条，903条3項）をしていた場合であっても，共同相続人間の平等を確保するという遺留分制度の趣旨に照らせば，遺留分の基礎財産の算定においては，持戻免除の意思表示は効力を有しないものとして，民法1030条の定める制限なしに，相続人に対する贈与の価額を，遺留分算定の基礎となる財産の価額に算入すべきである（大阪高判平成11・6・8高民52巻1頁）。

キ　保険金受取人の変更

自己を被保険者とする生命保険契約の契約者（被相続人）が，死亡保険金の受取人を変更する行為は，民法1031条に規定する遺贈又は贈与に当たるものではなく，これに準ずるものということもできない（最一小判平成14・11・5民集56巻8号2069頁）。死亡保険金請求権は，指定された保険金受取人が自己の固有の権利として取得するのであって，保険契約者又は被保険者から承継取得するものではなく，これらの者の相続財産を構成するものではないというべきであり，また，死亡保険金請求権は，被保険者の死亡時に初めて発生するものであり，保険契約者の払い込んだ保険料と等価の関係に立つものではなく，被保険者の稼働能力に代わる給付でもないのであって，死亡保険金請求権が実質的に保険契約者又は被保険者の財産に属していたものとみることもできないからである。

ク　債　務

遺留分算定において控除される債務は，私法上の債務のみならず，公租公課

などの公法上の債務も含まれる。ただし，相続財産の負担となるべき相続税や管理費用などの相続財産に関する費用及び遺言執行費用は，これに含まれない（民法885条2項，1021条）。

なお，保証債務は，原則として，これに含まれない。保証債務は，主たる債務者が弁済不能の状態にあるため保証人がその債務を履行しなければならず，かつ，その履行による出捐を主たる債務者に求償しても返還を受けられる見込みがないような特段の事情が存する場合でない限り，民法1029条にいう「債務」には含まれないものと解される（東京高判平成8・11・7高民49巻3号104頁）。

また，最三小判平成21・3・24民集63巻3号427頁は，共同相続人中の1人の相続人に遺産の全部を相続させる遺言がされた場合に，当該相続人に対する他の共同相続人からの遺留分減殺請求がされた事案において，次の旨を判示して，遺留分権利者の法定相続分に応じた相続債務の額は，遺留分侵害額の算定において加算の対象とはならない旨を明らかにしている。①　遺言の趣旨等から相続債務すべてを当該相続人に相続させる意思のないことが明らかであるなどの特段の事情のない限り，当該相続人が相続債務もすべて承継する，②　このような相続債務についての相続分の指定は，債権者に対してはその効力が及ばないが，債権者がこの指定を承認することは妨げない，③　相続開始時における遺留分算定の基礎となる財産全体の価額は，相続債務の全額を控除して算定する，④　遺留分減殺請求をした相続人が，債権者から法定相続分に応じた相続債務の履行を求められることがあるとしても，これを履行したときには遺言の対象者に求償できるのであって，遺言の対象者が承継した相続債務は，遺留分侵害額の算定において加算の対象とはならない。

2　遺留分侵害額の算定

(1)　算定方式

被相続人が相続開始の時に債務を有していた場合の遺留分の額は，民法1029条，1030条，1044条に従って，被相続人が相続開始の時に有していた財産全体の価額に，贈与した財産の価額を加え，その中から債務の全額を控除して遺留分算定の基礎となる財産額を確定し，それに同法1028条所定の遺留分の割合を乗じ，複数の遺留分権利者がいる場合は更に遺留分権利者それぞれの法定相続持分の割合を乗じ，遺留分権利者がいわゆる特別受益財産を得ているときはそ

の価額を控除して算定すべきものであり，遺留分の侵害額は，このようにして算定した遺留分の額から，遺留分権利者が相続によって得た財産がある場合はその額を控除し，同人が負担すべき相続債務がある場合はその額を加算して算定する（最三小判平成８・11・26民集50巻10号2747頁）。

これを計算式で示すと，次のようになる。

遺留分侵害額＝〔(相続開始時の財産価額＋贈与価額－債務額）×総体的遺留分×各遺留分権利者の法定相続持分割合〕－特別受益価額－相続によって得た財産額＋負担すべき相続債務額

(2)　遺産分割が終了した場合

遺産分割が終了している場合には，遺産分割の結果による現実の取得額を前提として，遺留分侵害額の算定における「相続によって得た財産額」を算定する。

(3)　遺産分割が未了の場合

遺産分割が未了の場合における，遺留分侵害額の算定における「相続によって得た財産額」の決定については，特別受益を考慮した具体的相続分を確定することは可能であるから，具体的相続分によって算定することが相当であろう。

3　基礎財産の評価

(1)　評価の基準時

遺留分算定の基礎となる財産は，相続開始時の客観的な交換価値又は取引価格を基準として評価する。

被相続人が相続人に対しその生計の資本として贈与した財産の価額を特別受益として遺留分算定の基礎となる財産に加える場合に，贈与財産が金銭であるときは，その贈与の時の金額を相続開始の時の貨幣価値に換算した価額をもって評価すべきである（最一小判昭和51・３・18民集30巻２号111頁）。

(2)　債　権

債権の評価は，原則として，債権額を基準とした取引価格とすべきであるが，債務者の資力や担保の有無など，債権の実現可能性を考慮して実質的に判断する。

(3)　抵当権付き不動産

抵当権付き不動産が贈与された場合には，不動産の相続開始時における客観

的な交換価値から抵当債務を控除して，基礎財産に算入する。

(4)　条件付権利等

条件付の権利及び存続期間の不確定な権利の価額は，家庭裁判所が選任した鑑定人の評価に従って定める（民法1029条2項，家審法9条1項甲類27号）。

4　基礎財産がマイナスとなる場合

遺留分算定の基礎財産が，ゼロ又はマイナスとなる場合（相続開始時の財産がゼロ，生前贈与1000万円，相続債務3000万円のような場合）に，生前贈与に対して遺留分減殺請求をすることができるかという問題がある。

基礎財産がマイナスであるから，遺留分はゼロであり，遺留分減殺請求はできないという見解と，民法1029条の規定に従って算定されるのは遺留分ではなく自由分であるところ，被相続人は自由分がゼロで処分し得る財産を有しなかったにもかかわらず，生前贈与をしたものであるから，当該贈与は減殺の対象となるという見解とが考えられるが，民法1029条1項の規定に忠実な解釈としては，前説が相当と解される。